

令和3年度第2回舞鶴市文化振興審議会会議録

日 時：令和3年11月22日（月）13：30～15：50

場 所：舞鶴市役所 別館5階 中会議室

出 席：（委員）中川委員長、直田副委員長、後野委員、高井委員、立道委員
宮下委員、藤崎委員

（事務局）福本室長、木下課長、奥本館長、藤本、佐藤、森

欠 席：（委員）伊庭委員、大滝委員、日向委員

傍聴人：0名

会議内容：

1 福本室長開会挨拶

2 諮問

諮問事項：「舞鶴市文化親善大使」の位置付けについて ※議題（1）

【事務局説明】

- 文化親善大使の設置経過と目的の説明、田中彩子さんへの委嘱と活動実績の報告を行い、当審議会へ事前の相談・報告ができていなかったことをお詫び。
- 文化親善大使の舞鶴市文化振興基本計画における位置付けについて、6つの柱のうち3つに当てはめて整理し説明。

【委員からの主な意見】

- 舞鶴市出身の素晴らしい方が世界で活躍している姿を見て、子どもたちが夢を抱いているいろんなことに挑戦すること等につながれば良いが、現状はほとんどの市民にとっては他人事である。東京の芸能人を呼ぶのとあまり変わらない。今後どのように展開させていくか考えないと、ただのプロモーション企画として終わりがねない。
- 田中さんは国際的に有名な方ではあるが、限られた時間の中でなるべく多くの市民と触れ合う機会を設けて、雲の上の人・遠い人という感じでなくなれば良いと思う。
- 田中さんは海外に在住であり、コロナ禍ということを考えると、事業計画や調整などを通常より早めのスケジュールで進める必要がある。
- 田中さん本人が文化親善大使という肩書をどう理解されて活動されているのか知りたい。

- 文化親善大使の役割がどのようなものか、議論を尽くし中身を充実させる必要がある。大使の任期が終わった後も、市民とのつながりやレガシーが残るように進めていくのが良い。本人もそのようなことを望まれているのではないかと。とても夢のある話なのでぜひ頑張ってください。
- リーガルレジティマシー（法的正当性）が問われる。
 - 表彰制度・名誉市民制度（まいづる大使）・文化親善大使の関係性を整理すべき。
 - 行政内部の意思決定だけでなく、議会や第三者機関に諮るなど、後追いでもよいので条例と計画に則って決めるべき。
 - 文化親善大使の選抜・決定の仕組みを明確化し、委員会または第三者機関を設けるべき。審議会が追認する方法でも良い。
- 田中さんという素晴らしい方が大使となることに異論はない。むしろ大使を支えていくための制度をもっと整理していただきたい。
- 文化親善大使の活動について、シティプロモーションや教育関係となると、文化振興課に限らず関係課は多い。大使の活動がシティプロモーションであるならば、観光振興課に任せるべき仕事であり、文化振興と主旨の異なる業務を文化振興課所管とするのは間違いである。今年度より文化振興課は文化事業団の業務を直営化して担っており、その負担は大きなものである。

3 報告

(1) 今年度の取組状況報告

4 議題

(2) 次年度の文化振興にかかる事業案について

【事務局説明】

- 今年度の取組状況報告と併せて、過去5年間の総合文化会館で実施した事業の検証と令和4年度事業案について説明。

【委員からの主な意見】

（事業計画・管理について）

- 事業報告では事業別カードを作成し、それぞれの事業目的を簡潔に記載してほしい。
- 毎年定例的に、年1回は庁内連絡会議を開催することが必要。

(文化事業企画懇話会について)

- 期待している。フットワークを軽く、スピード感をもって事業立案に取り組んでほしい。
- 懇話会では、普段文化になじみのない委員もあり、バラエティに富んだ活発な意見を聞いたのが新鮮だった。
- 中学校長という肩書の委員について、校長会代表としてではなく吹奏楽連盟の会長という立場で委員になっていただいたのであれば、肩書は吹奏楽連盟会長と記すのが良い。

(事業案全般について)

- 一覧にある事業をすべて市の中でやっているのか、文化振興課の職員で回すには負担が大きすぎるのではないかと心配に思う。今までは文化事業団が主導で行っていたが、市直営となり人事異動のストレスが現場の職員やアーティストにかかる。持続可能な仕組みを本格的に考える必要があるのではないか。
- アートデリバリーやアートスタート事業において、講師に現場との調整をさせるのではなく、講師の負担を軽くする仕組みや、校長会において需要と供給のマッチングをする仕組みづくりが必要。
- 過去5年間の文化事業団での事業について、マイナスはどこから補填していたのか？→(事務局)事業団において事業用資金を積み立てて赤字事業に補填をしたり、一時期までは市からの事業専用の補助金もあった。
- 令和4年度事業案が意欲的に計画されておりとても興味深い。今後は売り込む工夫が必要。また、集客だけではなく、来てもらった人にどのような体験をしてもらえるかの工夫を考えて、長期的に人を育てていく仕掛けがあると良い。

(助成事業について)

- 大ホール関係の事業について、すべて助成金をもらおうと考えられたのは大変だったと思う。しかし助成金にこだわりすぎると、事業の内容に偏りができてしまうので、バランス感覚を大事にしてほしい。
- 助成事業のおかげでプロを近くで見て本物に触れる機会となり、色々な公演等を安価で見ることができるようなのは有り難い。そのような努力をしていることを周知していいと思う。
- 市には助成金を取ってくる手腕・ノウハウを受け継いでほしい。
- 文化事業は採算が取れなくて当然。コストについても検討が必要。一度枠を取り払い、市民の要望や願いを聞いて、事業の幅を広げると良い。

(個別事業について)

- 文化協会が関わる『文化の見本市』は、新しい文化の担い手を育てることを目的として取り組むもの。来場者には多岐にわたる文化を楽しんでいただきたい。今後も続いていく事業になることを期待している。
- 『アートスタート事業』について、近隣市からも実施を希望する声が出ている。舞鶴市では是非続けていってほしい。舞鶴にこだわって舞鶴の方に指導していただいております、大変素晴らしいと思う。
- 中丹文化事業団の文化芸術祭等素晴らしいイベントが、舞鶴でも開催されると良い。

【委員長から令和4年度に向けての助言】

- 説明資料が事業ごとに並んでおり、文化振興基本計画に則った説明になっていない。審議会は事業評価ではなく計画評価を行う場であるので、資料やチラシには条例や計画のどこに該当する事業なのかクレジットを入れることが大事。常に計画に沿った形で説明してほしい。
- 事業には社会福祉型・社会啓発型・社会教育型事業と、一般鑑賞型事業がある。前者では赤字が出るのは当たり前であり、後者では黒字に近づける努力が必要。
- アートスタート事業は拡充する方向で検討してほしい。文化協会との協力関係をどうしていくのか、話し合いが必要。レッスンプロではなくステージプロを派遣すること。
- 病院へのアウトリーチを開発できないか検討してほしい。回復期にある患者を癒すために、病院から要望があれば市が経費負担してアーティストを派遣するもの。
- アートマネジメント研修を文化振興課職員全員が受けるべき。市民を対象としたアートマネージャー（或いは文化のまちづくりコーディネーター）育成講座も開催してはどうか。文化行政連絡会議（庁内連絡会議）のメンバーにも人事異動があった場合はその人を含めて全員が受けること。
- 5～6年前に衛紀生さんのシンポジウムを開いた。その時の記録集を委員に配ってほしい。H29事業の文学座公演（可児市文化創造センター・サザンクス筑後等との連携事業）のような作品を選んで導入できるような、見識ある職員または市民を持ってほしい。
- 芸術専門職職員を1～2人雇うことを考えてはどうか。それが無理なら市民の中のそういう人材をまとめて、NPOを作ってもらえないかという方向で働きかけるのが望ましい。

(3) 次期文化振興基本計画策定の方向性について

【事務局説明】

- 次期文化振興基本計画策定の方向性案と、次期計画に追加したい視点について説明。

【委員からの主な意見】

- 『アート・プログラム・デリバリー』では、年度末に反省会を行い、学校からの要望をしっかりと聞いてそれを反映したものを行いたい。
- 『アートスタート事業』では、対象年齢を設定して2部制で開催するなど検討したい。
- 審議会委員メンバーに担当部長が入っているが、次期メンバーでは事務局側で参加することとし、小中学校長等の枠とするのがよい。
- 『アートスタート事業』もそうだが、一つの事業に様々な分野の先生が関わるのは良いこと。これをきっかけに色々な先生に、学校や若い人との繋がりを持っていただきたい。時間はかかると思うが、そのような場を作り続けられたらと思う。
- 文化権の観点から、高齢者や障害者など様々な団体をできるだけ網羅して考えていただきたい。
- ロビーコンサートなど、人材発掘も見据えて市民が参加する公募の広報を工夫する。
- 民間の文化的活動を掘り起こして大事にするべき。
- 市民が行った活動を振り返る機会の提供ができると良い。自分がやっていることが何なのか自覚し、批評の機会がないとレベルが上がらない。

【委員長より】

- 前回計画策定後の法改正をすべて反映させる。
- 都市文化政策の項に、舞鶴市の「文化財保存活用地域計画」の主旨を活かす。
- 文化観光推進法を活用し、「文化観光地域計画」を作るなら、その旨を記載する。
- ワークショップ開催については賛成だが、広く参加者を募集するだけでなく、よくターゲットングして、特に話を聞きたい人にはワークショップに参加してもらえるよう声を掛けること。
- 次期計画を8年計画とすることはそれでよい。

- 個別事業カードの作成も問題意識に入っているのでよい。
- 庁内連絡会議は審議会の前段として開催し、最低年2回、懸案事項等があるときは3~4回の開催が必要。
- 庁内連絡会議メンバーを対象とした、法律や計画に関する研修をしてほしい。文化振興基本計画は文化振興課だけの計画ではなく、自分たちの事業が拘束的計画の中にあることを理解してもらう必要がある。
- 生涯学習については、ユネスコの精神を再掲して書くこと。図書館、公民館、博物館、美術館、文化ホール全部を総括した基本計画になるということ再度押さえる。
- 根拠条約第何条まで引用し、障害者、高齢者、子ども、外国人、女性などに等しく文化権があるということを記述した方がよい。
- アートスタートやアート・プログラム・デリバリーについて、アーティストに払うべき値付けについてきちんと検討しておくこと。派遣するアーティストには、差別発言等させないために、事前に人権研修等初級の学習プログラムを受講する必要がある。

5 その他

【事務局説明】

- 総合文化会館の活用に向けて、施設の稼働率向上に向けた取組み、貸館事業でのチケット販売の取扱い、利用者目線のサービスについて説明。

【委員からの主な意見】

(貸館事業でのチケット販売について)

- 文化協会では週2回午後のみ当番が総合文化会館内の事務所に詰めているが、それ以外の日にアルバイトを雇ってまでチケット販売を行うことは難しい。
- JR、バス、市役所食堂、商工会議所などに委託を打診してみてもどうか。

【事務局より】

- 次回審議会の日程について、現在の委員任期は令和4年2月16日までとなっているので、任期中あと1回開催を予定している。また日程が決まり次第お知らせする。